



特定非営利活動法人

とことこニュース

44

とことこ理事長 中山 君江

皆さんまた新しい年が始まりました。お元気ですか。

今年は暖冬だと思わせておいて、とんでもない寒波で体がんびりしたり、縮みこんだりで大変でした。体調はいかがですか。

いよいよ一八年度から宝塚市も障害者差別解消条例が開始されます。あちらこちらの県で開始されるようですが、まだまだ知らない人が多いので早く知っていただき障害者が普通に生活できたらいいなと思います。

絵に描いた餅にならないように、私達障害者も、ここが差別なんだと声を出していきたいと思います。

宝塚市では一月三十一日に障害者スポーツ協会が誕生しました。障害者が楽しく体を動かし、仲間との触れ合いを増やし、障害を克服していけたら嬉しく感じます。

現在は四つのクラブが、加入しております。風船バレー、サウンドテーブルテニス、吹き矢の会、ボッチャが、頑張っています。障害のある、ないに関わらず一緒に練習に励んでおります。皆さんの中でスポーツをしていらっしゃる人がおられたら加入していただけませんか。みんな楽しく交流しましょう。

他市には障害者福祉センターがあり、障害者専用のプール、体育館があり練習に励んでおられます。

宝塚市にはないのでとても羨ましいです。スポーツクラブ協会を盛り立てて実績を残して作ってもらえるように頑張りたいです。



イラスト きよろりん

※編集元の都合により、二月発行予定が三月発行になりました。ご協力いただいた皆様方に「迷惑をおかけした事をお詫びいたします。

障害者差別解消法について思うこと

宝塚市身体障害者福祉団体連合会

会長 志方龍

皆様、こんにちは。志方です。今回、障害者差別解消法についてお話しさせていただきますね。

私は生まれつきで「耳」がきこえません。世間一般では聴覚障害者と呼ばれています。一方で、私自身は、自分のことを「ろうあ者」とも言うことがあります。厳密にいうと、医学的には「ろうあ者」とは、両耳の聴力が百デシベル以上の全く聞こえない話せない人を指します。社会的には「ろうあ者」とは、日常生活の中で手話を使う人を指します。私がいう「ろうあ者」とは後者のことです。

なぜ、「ろうあ者」という言葉からお話ししたかといいますが、聴覚障害者」という言葉の中にある「障害」が、あたかも障害者本人に問題があるような響きがあり、違和感を感じるというところをお伝えしたかったからです。私たち障害者は、聞こえないことが当たり前、「見えない」ことが当たり前、「うまく歩けない」ことが当たり前「の自分なのです。そんな当たり前の自分の身体に対して、あなたは「障害」があります。と「かわるべない」という意味「差別」です。ね。もちろん、社会の中で「生まれつきの聞こえない私たち障害者」に対する呼称を決めておく必要があるのですが、便宜

上、「聴覚障害者」と呼ばれることは、差別とはなく、区別として理解しています。この辺りはさじ加減が難しいところですね。

ここから本題に入りますね。今年四月施行の「障害者差別解消法」ですが、皆さんはどんなイメージを持っていますか。ぼんぼん見たり聞いたりした感じでは、障害者だけのための法律のようにみえたりしませんか。障害者以外の人は関係のないような「ユニウス」もありません。実は、そうではないのです。あくまでも、障害を理由にした差別をなくし、障害のある人もない人も共に生きる社会をつくることを目指した「法律」です。この短い文章のなかに、差別解消法がめざす方向性がきちんと埋まっています。障害のある人」と「障害者」とでは、同じような言葉だけ「ユニウス」は違います。「障害者」とは、身体に障害がある人です。「障害のある人」とは、社会生活をしていくうえで「社会側に障害がある人」というもの。つまり、耳がきこえなくても、手話やメールで連絡やり取りできる環境が社会全体で整備されていければ、連絡やり取りの面ではその人は「障害のある人」にはならないのです。社会にある様々な「障害」や「バリア」をいっばい見つけて取り除いていくことがとても大切な事だと思えます。

また、障害者差別解消法は、「不当な差別的取り扱い」と合理的配慮をしない「こと」が差別にあたる、と定義しています。この内容だけに着目すると、「障害のある人」のための法律にみえますが、障害のない人も、急に事故などで耳が聞こえなくなっ

りするなどで、障害のある人になるかもしれない。また、障害のある人は、あくまでも社会側に障害、バリアがあるから、とお話ししました。というところは、その社会で生活しているみんなまで、社会をよりよくなしていくかなという変わらないうつなごうが言えます。無関心であるところが法律を活かす上での最大の課題になります。そういったことを踏まえて、障害のない人たちに對して、「この法律があることを啓発していく」ことが非常に大切な取り組みです。

また、ちよつと課題かなと思われするのは、合理的配慮をしないという具体的なイメージが強いところです。合理的配慮という言葉は、日常生活の中ではあまり聞きなれない言葉ですよね。私たち当事者にとってはイメージが強いというよりは、障害のない人にとっては、それ以上にイメージが強いというところだと思います。ごんなごんが合理的配慮をしないことになるのかを社会の中できちんと言明する必要があります。ポイントになります。

例えば、私自身、耳が聞こえないのですが、お店で注文するときのやりとりの際に、店員さんの話し言葉が聞こえないので、手話をしてほしいというお話をします。店員さんは手話ができません。店員さんには手話の対応方法はない、筆談をします、でも手話は手話通訳者を派遣してもいいというのです。店員さんに手話をしてほしいという完璧な対応方法を求めるのではなく、

お互いに対応可能な方法を探して実施することが合理的配慮をする、と私は認識しています。



こういった「合理的配慮」のイメージを少しずつ社会の中で広げて行くためには、結局のところ、啓発活動が必要になります。社会全体の構成員である、障害のある人、障害のない人のみんなが手を携えて、合理的配慮って何だろっ?」「身体障害、知的障害、精神障害って何だろっ?」「と関心を深めていくことが唯一の道のように思えます。つまり、法律で厳しくルールを決めても、そのルールが何で必要なのか理解されないと、逆に障害のない人は消極的になってしまい、あるいは無関心が広がり、社会全体としてもマイナスになりかねません…この点が私自身が大いに懸念するところです。

ややまとまりのない文章になってしまいましたが、障害者差別解消法は二〇一六年四月よりようやく施行されるので、その法律を活かすも活かさないも、私たち障害のある人たちの方も積極的に動いていく、そして障害のない人たちの関心を集めていくという行動力自体にかかっています。法律ができただけでは何も変わらないという事を、私自身も肝に銘じて、微力ながらも日々頑張りたい。皆様、ともにユニバーサルな社会を目指して頑張りたいと思いますよー！

「障害者差別解消法と合理的配慮」

宝塚市障害者自立生活支援センター

所長 田坪 直

一九八一と二〇一六、この二つの数字から、みなさんは何を想像されますか。「この二つの数字に「年」を付けて見てくださーい。何十年後の未来から日本の障害者福祉の歴史を振り返る時、一九八一年と二〇一六年はきつと、社会の価値観を変える意味をもつ、ターニングポイントの年になっているんじゃないでしょうか。

今でこそ、地域で障害のある人が社会の一員として生活することが当たり前のごとく捉えられています。が、一九八一年の国際障害者年以前は、障害のある人は可哀そつな人、憐れみの対象として捉えられていたのが、社会一般の考えでした。

むしろそのような長年続いた排除の時代から、障害者の交通機関の利用を訴えた青い芝の会、障害者の権利と暮らしを守ることを訴えた全国障害者問題研究会、全障研、障害者の解放を訴えた全国障害者解放運動連絡会議、全障連などの障害者運動があったこと、現在を生きる私たち障害者の暮らしは、これら先人たちの礎の上にあることは言いつてもありません。その国際障害者年の時に導入、提唱されたのがノーモライゼーション思想でした。

あの国際障害者年から三五年、その間にハートビル法、障害者基本法、交通バリアフリー法、身体障害者補助犬法、障害者自立

支援法といった法律が制定されました。そして、これらの法の集大成とも言つべき「障害者差別解消法」が、いよいよ今年の四月一日に施行されます。

宝塚市ではこの法律を具体的に実効性のあるものとするために平成一九年七月の完全実施を目指し、差別解消条例の策定への取り組みが始まっています。

この法律では障害を理由とする不当な差別的な扱いを禁止しています。また障害のある人から何らかの配慮を求める意思の表明があった場合に、負担になり過ぎない範囲で、日常生活や社会生活を送る上でのバリア、障壁を取り除くため、合理的な配慮を行わねばならないとされています。なお本人が配慮を求めることができない時は、家族、介助者、支援者などが補佐し、意思の表明をすることもできます。

聴力障害のある人には筆談など音声以外の方法で伝える、視覚障害のある人には書類を読み上げながら説明する、車いすを使用されている人には交通機関などで、駅員や係員が乗車を手助けする、と言ったことが「合理的配慮」の具体例です。

それに対して、車いすで盲導犬を連れてレストランや飲食店に入ろうとしたら、断られた。マンションやアパートを借りようと申し込んだ際に障害があることを伝えたら、そのことを理由に貸してもらえなかった。

駅でこの電車に乗れば目的地に行けるか尋ねたが、わかりやすく説明してもらえなかった。

災害時の緊急案内が音声でしか提供されなかつたので、どうすれば良いのか、わからなかつた。会議や報告会で、わかりやすく説明してくれる人の配置をお願いしたが、用意してもらえなかつたなどが、不当な差別的扱い「合理的配慮の不提供」の具体例です。このユニークスの愛読者のみなさんも、これまでいろいろな場所でもさまざまな場面で、不当な差別的扱いを受け、不快で悔しい思いを経験されてきたことと察します。

私自身も、一般高校での受験拒否や障害者夫婦だからこの理由で入居拒否をされたこともあります。電動車いすを使用して電車に乗っている時に、降車駅に駅員さんが待機してくれていなかったために、降車できなかった経験もしました。どのようなことが「合理的配慮の不提供」となるのか。今、法の施行に向けて、全国各地で行政を中心にガイドブックの作成やガイドラインの策定など、さまざまな取り組みが行われています。自分の過去の体験が合理的配慮の不提供に当たるのか、行政の人たちが今回の法律をどのように捉えているのかなど、各人が普段から調べておかれたら良いと思います。名古屋市発行「こんなときどうする?」障害のある人を理解し、配慮のある接し方をするためのガイドブックなどは参考になるかと思えます。インターネットで検索すれば、簡単に入手できます。

今回の法律は、「障害者差別禁止法」ではなく、「障害者差別解消法」です。

禁止法ならば、アメリカのADA法のように、法に照らして触

法かどうかの判断を司法に委ねれば良いと思われませんが、解消法となると、障害のある人となない人がともに歩み寄り、みんなで差別を無くしていくことも必要となってきます。それ故に、行政や企業、事業所に対してだけでなく、市民全体の協力周知が必要となってきます。

そのための方策として、宝塚市社会福祉協議会では一月三日に総合福祉センターにて、地域向け啓発講演と映画の集いを開催しました。昨年一月に、障害者情報クラブ、宝塚市身体障害者福祉団体連合会、宝塚市社会福祉協議会、宝塚市障害者自立生活支援センターの三団体が共催で行った「宝塚障害者フोरラム2015」に続くものとして行うものでした。ご参加ありがとうございました。今後も続けていきますので、ご協力よろしくお願ひします。

冒頭に二〇一六年は、社会の価値観を変える、ターニングポイントの年になると述べました。

社会全体で真剣に差別解消に取り組み、合理的配慮がなされるなら本当にそのような年になると確信しています。そうなるように、みんなで頑張りましょう！



「当事者主体」

この場兵庫 高瀬 賢二

私が差別解消条例以下、条例にて宝塚市から障害当事者委員の公募で採用されたのは九月でした。その以前七月十五日公募委員抜きで一回目の会議が行われ、二回目は「全員集合」で十月六日、三回目、十一月十七日、そして四回目、十二月十五日、二〇一六年三月の年度末まで七回行われ、調整後条例施行の予定です。

そこで感想なのですが正直言ってしまうとよく分かりません。単なる交渉事と違い演技裏技なんでもありで駆け引きの難しさを感じます。

差別や合理的配慮を認め合うことはこんなものなのか、こういうものも合わせて条例施行に至るのか…せつかへでできた集まりの場を感情的になつてぶち壊さないようにとの「配慮」も分からないではないですが「ほんまに」こんなことをええのか」「聖言読める人間でない」と参加でけへんのか」「隔靴搔痒たる思います。私には緑遠い世界のように委員として出席し続ける自信がなくなりました。

もしそのような今の私に「それは逃げ」「責任放棄ではないか」と問う声があれば私は次のように答えたい「このように日本的な駆け引きの世界の中で解決されようとしている条例作りに

私は参加したくない」と。しかし、私が委員として訴えたい内容は最後まで私流で伝えていきたい。

今、精神障害者として多くの被差別事例を抱えている。それは教育、医療、住宅、就労、交通等多岐にわたり、過去に、現在に何度も訴えてきている事でさらに個人で、家族で抱えている問題まで上げると膨大な量となる為、ここでは掲載できません。一言で言うなら「精神保健福祉法」となって久しいのに福祉の概念が当事者に、家族に形となって伝わって来ない」という事です。

実に寒々しい荒涼とした「福祉」がそこにあるだけです。例えば「絶えることのない無理心中・家心中にも如実にそれは表れています。」

最後に、条例の話から少しそれてしまいましたが「条例が出来ること自体一歩前進ではないか」との声もある中、条例はあくまでも当事者主体＝全ての人の問題」とだと思えますし本来の主旨から外れることがあってはならないと思います。

以上



見た目で決めないでー！

アイエルセンター山本 堀口 礼子

私は昭和三十年生まれ現在六十才です。私の障害は、脳性小児麻痺です。

私が生まれた時代は、差別がひどく、見た目で「アホ」とか「カ」とか言われ、障害児は、親にも外に出してもらえない事が多いよつでした。

私は、五才頃から歩けるようになったので、外でよく遊んでいました。だけど、まだ私は、自分に障害がある事が分からなかった。なぜか外で遊んでいるといじめられたり、鬼ごっこをしていると鬼ばかりやらせられてしまった。

障害者でない友達と遊んでいると障害があると言われて、その意味が分からなくて、私は「移る病気でないよ」と思っていたけど、皆がまだ障害者の事を理解できない時代だったなと思います。

私に障害があることを自覚できたのは、小学五年の時です。養護学校に小学校、中学校まで通っていました。なぜか二緒の学校に行けないのかと思っていて不思議でした。その頃、やっと自分と障害があるから養護学校に通っているのじゃがわかりました。

障害が移る病気だと思われるほど、差別がひどかったのですが、この数十年で随分、過しやす時代には、なってきたのだけじゃ

まだ見た目で決められる事も多いです。

私は、一九才で結婚して二〇才の時に子供ができたのですが、産婦人科に行く個人病院では、診察も出産する事も断られました。

脳性麻痺で逆反射神経が出ることを説明したら、けいれんを起こすと勘違いされ断られたので、引き受けてもらえる産婦人科を探すのが大変でした。一人目出産以降もいつも帝王切開と普通分娩の準備をされていて、陣痛促進剤を使って産みました。病院にはその方が安心だと言われました。子供達は皆、無事に普通分娩で産まれました。とても安心し、嬉しかったです。

最近も、病院に行くと一緒にいったヘルパーさんに私が飲む薬の説明をされるのが多くて困ります。病院の先生ですら見た目で決めてしまう事があります。心の中で、私はまだ分かっていますよと、呟いています。()

いつも見た目で決められる事は、嫌だと思っています。障害者だからといって不幸せだと決めつけて、あなたは、幸せですか?と聞かれる事が多くありました。本当に人は、見た目で決めるものだよ、って思いました。

私は言えますー！

見た目で決めないでねー！

障害者差別解消法の事例集めの会を昨年二回開催しました。差別事例を抜粋したので一読ください。

事例集めに参加された皆様は、様々な差別体験や、良かった配慮を体験されていました。大勢の人前で、「自身の体験を話す事は緊張しますが、人の体験を聞く事により、自分の事に置き換えて考える事ができたり、自分の体験を思い出すことが出来たと思います。

今回は、皆さんの意見を抜粋して紹介します。これを読み、ご自身の体験を思い出されたら、事務局までご連絡ください。差別解消条例制定に向けて事例はまだ募集中です。

困った事例

障害者を持っている息子が子供の時は一緒に女性の大浴場に入れたけれど、大人になると一緒に入る事が出来ない。家族風呂や、介助風呂があるところでない温泉に行くところがない。本当は、大浴場でゆったりお風呂にいたい。

電車に乗りたいが田舎のほうでは、無人駅があったりで、エレベーターがない駅がある。せめて無人駅はやめてほしい。

不使用時の障害者トイレに鍵を掛けておき、使用時に警備員が開錠するトイレがある。警備員を呼びに行く時間がない時があるので、障害者トイレは不使用時でも鍵を掛けないで欲しい。

多くの駅周辺には、身障者が車から乗降する際のスペースが確保されていない。

車椅子等の乗降は時間がかかり、広いスペースが必要になる。他の車や歩行者等の邪魔にもなりトラブルの原因となっている。身障者用の乗降スペースを公共交通機関周辺に確保してほしい。

音声の信号機を夜間に止められると非常に困る。音を頼りにしている人がいることを知って欲しい。人が少ない夜間こそ、音声の信号機が必要である。音を止めないで欲しい。

障害者の施設などは、不便な所に作られることが多い。体が不自由な人が利用する施設こそ便利な所に作って欲しいです。

車椅子などで公共施設、お店に行く時にまず利用できるか確認を取らないといけないが最近、すべにホームページに載せて



差別事例集めの様子

います。問い合わせはメールでお願いしています。」と言われる。すべての障害者が家にインターネットの環境があると思ってしまう。障害者は店やサービスを利用するのに事前にインターネットや電話で確認しないと利用できないのか？

昔、勤めていた職場で採用者は障害を理解してくれたので採用されたものの、現場で一緒に働く同僚には、何をしにきたのか？という冷たい視線で勤めるのが辛かった。

生活で困っている時、市役所に相談に行ったが職員が障害に対する理解がなく話をしっかり聞いてもらえなかった。

現在、一部の公共交通機関で利用する前に事前に連絡しないとイケない。

障害者も気の向くままに出かけるし、至るの予定が事前に決まるわけではありません。連絡しなくても自分の行きたい所に行ける社会になる様、公共交通機関の施設整備を整えてもらいたい。

不便な時、困った時、子供扱いさ



差別事例集めの様子

れる。上から目線で話をされた時、障害者は弱い立場だと感じています。

地域の避難所に段差があり避難できない。

市役所等の書類が記入しにくい。もう少し記入しやすい書類を用意すれば自分で書ける人も増えると思います。

ある遊園地でアトラクションはバリアフリーだったが並ぶ所には階段があり並ぶ事ができなかった。車椅子でも同じ様に並ぶたい。一緒に並んでいる人たちの視線が気になる。

【良かった合理的配慮】

市役所で字を書きにくそうにしてるとお手伝いしましょうか？」と職員が声をかけてくれ、快く代筆をしてくれて嬉しかった。

飲食店で食べやすい食事を探してメニューをみていると定員さんが細かいメニューの内容を教えてくれて非常に助かった。

遊園地に行った時に長時間同じ場所に居る事ができなくて列に並ぶことが難しかった時に別の場所でも待たせてもらえ助かった。



スポーツに取り組む
障がい者を応援しています。

**宝塚市障害者スポーツ協会では会員を募集しております。
皆様のご参加・ご協力よろしく申し上げます。**



宝塚市障害者スポーツ協会 事務所
〒665-0825 兵庫県宝塚市安倉西 2-1-1
(宝塚市総合福祉センター 団体事務所内)
電話 090-3709-1939(井上) FAX 0797-20-8666(岡田方)
e-mail: takara_sho_spo@yahoo. co. jp

ボランティアマスターを行っています

アイエルセンターでは、福祉教育の一環として宝塚市の小学四年生を主な対象とし、宝塚市社会福祉協議会との連携により、アイエルセンターの障害者スタッフが中心となって子供たちに生の声を伝えております。それぞれのスタッフがボランティアアスクールに対しての思いを綴っておりますので、皆さんにも伝えるべくの難しさ、大切さを知っていただきたいと思います。

『伝えている仕事』

あいでんせんたー逆瀬 寺谷 奈美

私はあいでんせんたー逆瀬に通い始めて三年目になるのですが、去年からボランティアアスクールという取り組みに関わらせて頂く事が増えてきました。

ボランティアアスクールとは、宝塚市内にある小学校に行き、子供たちに車椅子体験や、アイマスク体験をしてもらったり、私たちの生活の話します。

私がどっしり話をしていくかと言いつつ、一人暮らしの話をしていきます。

私の場合は、普段皆さんが一人でできている食事、入浴、トイレ

しに座るなどの生活全部に、介助者が必要です。介助者とは、一人では難しい所を手伝ってくれる人のことです。一人で動くことは難しい私ですが、こつこつとお話して人に伝える事ができるので、できないところは介助者をお願いしながら暮らしています。

私は、今の生活を始める前に、施設とケアホームで生活していました。施設とは、私たちのような車イスに乗った人が大勢で一緒に生活する場所です。施設にいたときは、お風呂に入る時間や曜日ごとの飯のメニューも全部決まっていたので、時間になったら出てきます。介助者も、あまり言わなくても、よくわかってくれている人たちです。最初のうちは、『ワタシええわぁ』と思うかもしれませんが、でも、それが、毎日毎日朝も夜も続いたら皆さん、どうですか？ 〇〇はこれが食べたいのに、〇〇はお風呂、やめたいのに』となりませんか？

私は、十代前半の頃から、家を離れて家族じゃない人達とそのような生活をしてきました。学校を卒業して大人の歳になっても、そんな感じで続けていくうちに、なんか、全部が決まっている生活はもう嫌だな。大変かもしれないけど、自分のやりたいことは自分で考えて、自分で決めたいな』と思うようになりました。

でも、さっさと話したように、私は決められた生活が長く続いていたので、いきなり施設を出ても何をどのようにして生活していけばいいのかわかりません。なので今度は、二〜三人の少

少し自由があります。どんな自由かという点、御飯のメニューを自分たちの好きなものに出来る事です。

そして、私が大事だと感じているのは、外出です。施設と違い自由な時間が増えたのがとても嬉しい事です。外出は映画を観に行ったり、カラオケに行ったり、ショッピングで買い物をしたりします。

という事を生徒さん達にお話ししていき最後の質疑応答で生徒さんから色々質問がきました。

好きな御飯は、何ですか?」映画は、何を観るのですか?」他にも、どこに行くのですか?」とたくさん質問が出てきました。質問に答えていくうちに生徒さんとの距離が近くなり思いが伝わって嬉しかったです。

また、後日あいえるせんたー逆瀬からの帰り道に生徒さんから声をかけてもらえ、ボランティアスクールで話をして良かったなと実感できました。

これからも、ボランティアスクールでの発表をする事によって自分も力を付けていきますので皆さん応援よろしくお願いします。



ボランティアスクール
で話す 若松さん

発行人 関西定期刊行物協会 大阪市天王寺区真田山町二一 東興ビル4F
一九八四年 八月二〇日 第3種郵便物承認 毎月(十三四五六七八の日)発行 頒価百円

特定非営利活動法人とことこニュース

編集人 特定非営利活動法人とことこ

編集部 〒665-0882 兵庫県宝塚市山本南 2-6-5

TEL&FAX 0797-82-2233

E-mail sjcil@hotmail.co.jp

【アイエルセンターへのご寄付の方は下記に振込をお願いいたします】

池田銀行 山本支店 普通 28004

特定非営利活動法人 とことこ 理事長 中山君江